

平成28年6月21日

〒470-1151

愛知県豊明市前後町五軒屋1565

豊明法律事務所

株式会社ブライド・トゥー・ビー代理人 弁護士 永田 友和 様

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉 浦 市 郎

(連絡先) 〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-22

三博ビル8階

事務局長 野 澤 厚 美

TEL: 052-265-9258

FAX: 052-265-9259

## 申入れ終了のご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴職からの平成28年5月19日付け回答書にて、1年半～365日前までの取消料につき、これまで5万円であったところ2万5000円にご訂正いただけるとの点については承知致しました。

当団体としては、1年半～150日前までの取消料が実費総額のみとされていない点において、依然として消費者保護の観点から問題のあるものであると思っておりますが、一部、修正案が提示されたことに鑑み、当団体としての貴社に対する申入れは、変更後の約款を確認できた時点で一旦終了することといたします。

つきましては、変更後の約款を平成28年7月21日限り、お送りいただきますようお願い申し上げます。

当団体としましては、今後も貴社の実際の運用が適正なものとなっているかについて引き続き関心を持って取り組んでいく所存であり、必要に応じて改めて是正等の申入れをさせていただくこともあろうかと存じますので、その旨申し添えます。

敬具